

英語教育ユニバーサルデザイン研究学会会則 細則

第1章 総則

第1条

英語教育ユニバーサルデザイン研究学会会則により、理事会および会費に関する細則を定める。

第2章 理事会

第2条 職務

理事は、会務の運営にあたるほか、理事会の下に置く第二項の各種委員会の委員長を務める。

2. 理事会の下に次の委員会を置く。

- (1) 研究企画委員会(関東)
- (2) 研究企画委員会(関西)
- (3) 広報メディア委員会
- (4) 教材・データベース委員会
- (5) 会報委員会
- (6) 研究大会企画委員会

3. 一人の理事が複数の業務を担当することは、これを妨げない。

第3条 議事録

理事会の議事については、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

3 理事会は議事録を本会ホームページ上でこれを公開する。

第3章 会費

第4条 会費の額

本会規約第5条に定める会員種別により、会費の額を以下のように定める。

- (1) 一般会員 4,000 円
- (2) 学生会員 2,000 円
- (3) 準会員 3,000 円
- (4) 団体会員 8,000 円
- (5) 賛助会員 12,000 円

2 団体会員については、一団体につき3名までとする。

第4章 事務局

第5条 事務局

本会は、本会則第2条により、会務の運営のために事務局を置く。

2.事務局は、次の役員および事務局員で構成される。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長(2名)
- (3) 会長
- (4) 副会長
- (5) 事務局員(若干名)

3. 事務局に会計および名簿管理の担当を置く。
4. 事務局員は、第2条第2項に掲げるいずれかの委員会の委員を務める。

第6条 事務局長

事務局長は、会長が指名し、理事会の承認を受ける。

2. 事務局長は、職務の補佐として事務局次長を指名することができる。
3. 事務局長の任期は、1期2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 任期

運営委員の任期については、1期2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 細則の改廃

第8条 細則改廃

この細則の改廃は総会の議を経るものとする。

附則

この細則は、2019年6月15日より施行する。

附則（2020年10月26日）

この細則は、2020年10月26日より施行する。